

自治体からの主な意見・要望とそれらに対する気象庁の対応・見解について(H25.7.31)

※ポータルサイトのFAQページに掲載している趣旨の意見については除外、都道府県名は了解を得たところのみ記載

【FAQ】<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/faq/faq28.html>

気象等の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不動)
気象(大雨、大雪、暴風(暴風雪)、高潮、波浪)の特別警報について、数値基準など明確な基準を設定すべき。指標となる数値を共有すべき。	「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、気象庁ホームページに公開します。	山形県 埼玉県 奈良県 福岡県 京都府 佐賀県 鹿児島県 長崎県 沖縄県 群馬県 黒石市 秋田県 長野県 滋賀県 徳島県 弘前市 福島県 北海道 東京都 等
広範囲の現象を対象とするのであれば、「数十年に一度の降雨量」の記載だけでなく、「広範囲」についても明記すべき。	「数十年に一度の～」と同様に、具体的な格子の数等を気象庁HPIに公開します。	山口県 高知県
特別警報解除はどのように行うのか、基準はあるのか。周知の措置の義務は、警報解除時にも必要かが不明であり、定めるべきではないか。	特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除します。なお、特別警報解除後に(特別警報でない)警報や注意報が残る場合もあります。特別警報の解除についても、周知の措置の義務があり(改正気象業務法第十五条の二)、直ちに行っていたく必要があります。	北海道 佐賀県 長野県 東京都 等
大雨特別警報に台風や温帯低気圧による基準を設けることの意義は何か。別途事前に警戒を呼びかけるべきではないか。	「伊勢湾台風」級の台風や温帯低気圧が接近・影響するような状況下では、大雨、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)、波浪、高潮などの災害が同時に発生しうるものとなります。このため、個々の現象ごとに、特別警報と(特別警報でない)警報とを分けて発表するのではなく、各現象全ての警報を特別警報として発表することで、様々な種類の災害が発生しうる危機的状況であることを伝えるという趣旨で、大雨特別警報の基準に低気圧の指標も加えています。また、こうした台風等の襲来時には大雨を伴うことが一般的であり、また、暴風が吹いている状況下での避難は極めて危険なため、早めの対応が不可欠と考えています。なお、発表対象となる市町村で混乱等が発生しないよう、台風接近に伴う事前の呼びかけ等は十分に行っていきたいと考えています。	山口県 等
台風、高潮、津波、暴風等が複合した場合は、それぞれで発表するのか。複合の場合は、ある程度基準を低くすることや名称の考慮も必要ではないか。	異なる現象が同時期に発生する場合に基準を低く設定すべきとのご意見については、各現象の成因や性質が異なるため、そのような場合の基準を設定することは現在の技術では困難であると考えており、ご理解ください。名称については、当面、異なる現象の特別警報を同時期に発表する場合でも、それぞれの現象名を付した名称で特別警報を発表することとし、名称の考慮については今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。	塩竈市
大雪の特別警報については、県内の観測地点では例示以上の積雪の実績があることや、積雪のない状態から短時間で集中的に降雪した場合も対象とするなど考慮いただきたい。	現在提示している運用の指標は「数十年に一度の積雪深を超え、さらに雪が降り続く」場合であり、該当する過去事例は昭和38年と昭和56年の豪雪です。また、積雪のない状態から短時間で集中的な降雪がどの程度予想される場合に重大な災害の発生するおそれが著しく高くなるのかについて知見がないため、当面は現在提示している指標での運用を考えていますが、運用の指標については今後も技術の進展も踏まえて見直しを検討していききたいと考えています。	山形県

気象の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不動)
市町村毎(該当する市町村に対してのみ)に細分化するなど効果的な発表をお願いしたい。	特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行います。今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行ってまいります。	奈良県 福岡県 北海道 熊本県 滋賀県 佐賀県 山形県 鹿児島県 青森県 埼玉県 等

<p>発表のタイミングについて、リードタイム、事前情報等はどうか。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において事前に言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかにして事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>	<p>奈良県 山口県 京都府 埼玉県 鹿児島県 滋賀県 奈良県 等</p>
<p>最近の事例や当県の該当事例を提示していただきたい。</p>	<p>数十年に一度という極めて稀な現象に対して特別警報を発表することとしており、最近の事例や典型的な過去事例が無い地域もあることについてご理解ください。例えば他県の事例等を参考にイメージしていただければと思います。なお、可能な場合には、県内で起こった事例のうち、特別警報の基準には至らないもののこれを（大きく）超える場合に発表される等の説明を行うこととしています。</p>	<p>鹿児島県 岩手県 秋田県 黒石市 秋田県 北海道 等</p>
<p>特別警報発表の範囲は、どの程度の規模を考えているか。例えば1次細分区域で発表してみてもいいか。</p>	<p>特別警報は、数十年に一度の大雨が府県程度の範囲に広がっている現象を対象としており、その発表地域単位については、現行の警報と同様に市町村単位で発表します。 当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>	<p>東京都 等</p>
<p>発表の際は「当該地区において数十年に一度」という表現にしていただきたい。全国的な範囲での数十年に一度の現象と誤解される可能性がある。 周辺住民に避難を促せるような効果的な伝達内容、分かりやすい表現で発表していただきたい。</p>	<p>地域ごとにみて数十年に一度であることについて周知徹底を図ります。基準の表現については、今次お示しした案のとおりでご理解願います。 特別警報発表後に、実況等についてお知らせする気象情報を発表します。例えば大雨特別警報発表後には、既に数十年に一度の大雨となっている地域をお知らせする気象情報（平成24年度から実施している短文形式の「記録的な大雨に関する気象情報」）を発表することを考えており、危機感をより効果的にお伝えします。</p>	<p>長野県 青森県 等</p>
<p>特別警報の発表に際し、「注意警戒文」に住民の安全を確保するための具体的な避難行動等を促す内容を加えていただきたい。</p>	<p>命を守るために最善な行動については、各々の住民の置かれた環境や気象状況により様々であり、警戒事項を簡潔に記載する注意警戒文に記載するには馴染まないと考えます。一方で、各状況に応じた行動については、通常時からの啓発活動が重要であると考えられることから、特別警報の周知・広報活動とともに啓発を行っていく予定です。 なお、昨年度より、住民の避難等への留意に係る記述を気象情報に記載する取り組みを進めているところであり、これの活用について地元気象台とご相談ください。</p>	<p>島根県 等</p>
<p>「大雨特別警報」の発表文については、現行文と同形式で発表する予定と聞いているが、本情報の趣旨に鑑み、情報の受け手（自治体、住民等）が視覚的にも見やすく、緊急性や事象の重大さをいち早く認識できるような仕組み（発表文の形式）を検討することが必要ではないか。</p>	<p>防災に関する法改正であり、早期の実施が適当であることから改正法公布後3ヶ月以内の運用開始としました。このため、現行形式の範囲内の情報文で実施することをご理解ください。なお、視覚的により区別しやすい形式の発表文も用意しており、希望機関には配信するので、地元気象台とご相談ください。</p>	<p>山口県 熊本県</p>
<p>大雨に関して、本基準がどの程度の危険度を意味しているのかわからないため、河川管理者として、実務上、本警報が発表された場合の具体的な対応が不明である。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのかご理解いただいた上で、対応をご検討いただきたいと思います。</p>	<p>鹿児島県</p>
<p>局地的大雨について対応できるのか、特別警報の発表はないのか。</p>	<p>ある程度の広い範囲で3時間程度以上降り続く豪雨を捕える客観的な指標を設定していますが、1時間程度の極めて局地的な大雨については、特別警報の発表には至りません。そのような局地的な大雨が観測された場合には「記録的短時間大雨情報」等により実況を情報発信しますので、ご活用ください。</p>	<p>滋賀県 等</p>

津波の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
<p>現行の津波警報以上（1メートル以上）を特別警報と位置付けるべき。</p>	<p>特別警報は警報の基準をはるかに上回り、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に発表するものであり、現行の大津波警報の基準である3m以上の津波を特別警報の対象としています。また警報は重大な災害の起こるおそれがあるときに発表するものであり、決して特別警報の発表されたときのみ命を守る行動を取ればよいというわけではありません。特別警報（大津波警報）とともに、津波警報が発表がされたとき、重大な災害が発生し、人命に関わるもので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>	<p>石巻市 塩竈市</p>

津波の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
<p>名称を変更してはどうか（例：大津波特別警報）。</p>	<p>今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「大津波警報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。</p>	<p>高知県 長崎県 等</p>
<p>津波警報レベルの津波においても人的被害が発生する可能性があるにもかかわらず、気象庁では津波警報レベルの津波の高さの程度であれば、「重大な災害」には当たらないと捉えているとの印象を受けるがいかがか。</p>	<p>津波に限らず、警報は「重大な災害が起こるおそれ」があるため発表しています。特別警報のみが重大な災害にあたると考えているわけではありません。津波警報レベルの津波であっても、重大な災害が発生し人命に関わるもので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>	<p>石巻市</p>
<p>海岸保全施設等の復旧が完了していないこと、及び地震発生後に来襲する津波に対して避難の要否を予測することは現時点の技術力では困難な現状を踏まえ、石巻市では、「津波警報」発表から避難指示を発令しようとしている。それに対し、受け手側（住民）が「津波警報」では「避難不要」との誤解を受けないか懸念する。</p>	<p>気象庁では、従来から津波警報から避難が必要な旨、周知してきたところです。各自治体におかれては、施設等の復旧状況などを踏まえて避難指示等の発令を判断いただきたいと考えています。また、気象庁としても警報が軽視されることの無いように、警報であっても、重大な災害が発生し人命に関わるもので、迅速な避難が必要であることについて、周知・啓発に努めて参ります。</p>	<p>石巻市</p>

火山の発表基準に関する意見・要望はなし

火山の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
<p>名称を変更してはどうか（例：噴火特別警報）。</p>	<p>今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「噴火警報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。</p>	<p>高知県 山口県 長崎県 等</p>

地震動の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
<p>地震動が「予想される場合」とされているが、緊急地震速報が間に合わない直下型も考えられるので注釈が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘の通り、原理上、直下型の地震などでは緊急地震速報の発表が大きな揺れの開始に間に合わない場合があります。気象庁では、引き続き、これら緊急地震速報の特性や家具の固定など常日頃からの備えが重要であることの周知・啓発に努めて参ります。</p>	<p>山口県</p>

地震動の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
名称を変更してはどうか(例:緊急地震速報(特別警報)、緊急地震特別警報、「緊急地震速報 特別警報 震度6弱」)。	今回の法改正の施行は早期の開始が適切と考えており、一方では警報を受ける機関の対応を考えると電文の変更は最小限とする必要があったため、当面は「緊急地震速報」として発表することとしました。 自治体等の要望や関係機関の対応も踏まえ、電文の中で特別警報にあたる旨を明示することや名称を変更することについても検討してまいります。	高知県 弘前市 山口県 長崎県 等

伝達、自治体対応等に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
気象予警報と避難情報の関係を気象庁において整理されたい。例えば、特別警報の発表に際しては避難勧告を、警報の発表に際しては避難準備情報を行う等、特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか、目安を示していただきたい。	特別警報が対象とする現象はどのようなものなのか、また、発表判断に用いる客観的な指標など、詳細について今後資料を作成し気象庁ホームページ等において公表する予定です。各市町村における避難に関する情報の発表判断においてどのように特別警報を活用していくかの検討の参考にしてください。また、当該検討にあたっては、適宜、地元気象台にご相談いただければ、より丁寧な解説等、可能な限りの協力をさせていただきます。	京都府 奈良県 等
システム改修のための時間がない、あるいは予算措置をお願いしたい。	特別警報については、甚大な災害に速やかに対応すべく、法律公布後三ヶ月以内に運用を開始することとしており、都道府県及び市町村が行う特別警報の通知や周知の措置は、現行の警報等の防災情報を伝達するシステム等においても対応可能となるよう配慮しています。 このため、特別警報の運用開始にあたっては、現行のシステムを用いる場合でも実施可能と考えていますが、一方で、県や各市町村における警報等の伝達手段の拡充については、今後の課題として、関係省庁とも連携し、その推進に努めてまいります。	北海道 滋賀県 熊本県 宮城県 等

周知・広報等、その他に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要	気象庁の対応・見解	関連意見提出自治体(順不)
短時間で運用が開始となることや発表頻度が少ないことから、特別警報が発表された際に国民が等しく適切な行動が取れるよう、周知に最大限の努力をしていただきたい。	特別警報の運用開始以降も、広報活動を継続し、発表時に国民が適切な対応をとれるよう、最大限の努力を行います。	埼玉県 佐賀県 徳島県 長崎県 滋賀県 等
大雨の特別警報の運用を開始する際には、特別警報が発表されるまで避難しなくてよいと住民に受け取られないか。警報の軽視につながらないよう、従来の警報の基準に変更がないことを併せて周知に努めていただきたい。	警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。	京都府 埼玉県 山口県 鹿児島県 北海道 長崎県 石巻市 等
運用開始日前にもう一度、説明会を開催し周知させる必要があるのではないか。	特別警報に関しては、具体的な防災対応を行われる自治体の皆様の正確な理解があつてはじめて有効な情報となるものであり、必要に応じ説明会を開催することとしています。また、あらゆる機会を通じ周知・広報を行う必要があると考えています。	北海道 等